

## 福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福知山市内の介護サービス事業所等に従事する人材の確保及び職場への定着並びに介護保険サービスの安定的な提供に資することを目的に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の2第1項に規定する介護支援専門員実務研修受講試験（以下「実務研修受講試験」という。）、同項に規定する介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）、実務研修受講試験に合格するための受験対策講座（以下「受験対策講座」という。）、法第69条の8第2項に規定する更新研修（以下「更新研修」という。）、同項ただし書きに規定する更新研修の課程に相当するものとして都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより指定する研修の課程（以下「専門研修」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修（以下「主任介護支援専門員研修」という。）及び同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修（以下「主任介護支援専門員更新研修」という。）に要する経費の一部を予算の範囲内において、補助することについて福知山市補助金交付規則（昭和28年福知山市規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、介護サービス事業所等とは、次に掲げる事業所又は施設であつて、市内に所在するものをいう。

- (1) 法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護を行う事業所
- (2) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を除く。）を行う事業所
- (3) 法第8条第24項に規定する居宅介護支援を行う事業所
- (4) 法第8条第25項に規定する介護保険施設
- (5) 法第8条の2第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う事業所
- (6) 法第8条の2第12項に規定する地域密着型介護予防サービス（介護予防認知症対応型通所介護を除く。）を行う事業所
- (7) 法第8条の2第16項に規定する介護予防支援を行う事業所
- (8) 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業

を行う事業所

- 2 この要綱において、法人等とは介護サービス事業所等及び介護サービス事業所等を運営している法人のことをいう。
- 3 この要綱において、実務研修受講試験等とは、実務研修受講試験、実務研修、受験対策講座、更新研修、専門研修、主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修のことをいう。
- 4 この要綱において、受講者とは実務研修受講試験等を受験又は受講（以下「受験等」という。）した者をいう。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる経費とする。

- （1）実務研修受講試験に合格し、かつ、当該実務研修受講試験合格後、1年以内に実務研修を受講した場合において、次のア及びイを合算した額

ア 実務研修受講試験の受験料、手数料及び実務研修の受講料、手数料及び実務研修において使用される教材費

イ アに規定する当該実務研修受講試験の試験日と同年度に受講した受験対策講座の受講料

- （2）介護支援専門員更新研修又は専門研修の受講料、手数料及び当該研修において使用される教材費

- （3）主任介護支援専門員研修の受講料、手数料及び当該研修において使用される教材費

- （4）主任介護支援専門員更新研修の受講料、手数料及び当該研修において使用される教材費

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる受講者は、第6条に規定する申請書を提出する日（以下「申請日」という。）において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1）第2条に規定する介護サービス事業所等に従事していること。
- （2）前条各号に掲げる補助対象経費の支払を完了していること。
- （3）補助金の交付の申請に係る経費について、他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないこと。

- 2 前項の規定に関わらず、前条各号に規定する補助対象経費を受講者に代わり、法人等が一部又は全額負担した場合（受講者が一時的に補助対象経費を支払い、後に法人等が補填等した場合（以下「補填等」という。）を含む。）は、受講者に代わり、当該法人等が補助金の交付の対象となる。その場合において、当該法人は、申請日において、次の第1号及び第2号のいずれ

れにも該当し、かつ、第3号又は第4号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条各号に掲げる補助対象経費の支払又は補填等を完了していること。
- (2) 補助金の交付の申請に係る経費について、他の助成（本事業による助成を含む。）を受けていないこと。
- (3) 受講者が、実務研修受講試験等の受験等が完了又は修了（以下「完了等」という。）した日において所属していた介護サービス事業所等が休止又は廃止をしていないこと。
- (4) 受講者が、実務研修受講試験等の受験等が完了等した日に介護サービス事業所等に所属していない場合において、現に受講者が介護サービス事業所等に従事していること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、次の各号に規定する額を限度として、第3条各号に掲げる補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、前条第2項に規定する補助対象経費を受講者に代わり法人等が一部負担した場合においては、本文の「補助対象経費」を「補助対象経費のうち負担した額」に読み替えるものとする。

- (1) 第3条第1号の場合 50,000円
- (2) 第3条第2号から第4号までの場合 20,000円

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする受講者又は法人等（以下「申請者」という。）は、実務研修受講試験等（実務研修受講試験及び受験対策講座は、除く。）の受講が修了した日の翌日から起算して1年以内に、福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が受講者の場合は、前項の書類に次の各号の書類を添付し、提出しなければならない。

- (1) 令和5年4月1日以降に受講者が実務研修受講試験等を受験等し、完了等したことを証する書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 就業証明書（別記様式第2号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 申請者が法人等の場合は、第1項の書類に次の第1号から第3号までの書類を添付し、提出しなければならない。ただし、第4条第2項第4号に該当する場合は、次の各号の書類を全て提出しなければならない。

- (1) 令和5年4月1日以降に受講者が実務研修受講試験等を受験等し、完了

等したことを証する書類の写し

- (2) 補助対象経費の一部又は全額を負担したことが分かる書類の写し
  - (3) その他市長が必要と認める書類
  - (4) 受講者が所属する介護サービス事業所等の勤務形態一覧表（申請日が属する月の分に限る。）
- 4 前3項の規定にかかわらず、当該申請者の同意を得て市が保管する公簿等により確認することができるものについては、書類の添付を省略することができる。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めた場合は、福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付決定及び交付確定通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第6条において提出された福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付申請書兼請求書をもって補助金の請求を行ったものとする。

（交付の取消し）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができ、福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、当該交付決定者に対して通知を行う。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 福知山市暴力団排除条例（平成24年福知山市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者であることが判明したとき。

（補助金の返還）

第10条 交付決定者が、前条の規定により交付の決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、市長の指示に従い、速やかに補助金を返還しなくてはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月29日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行又は適用の際この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式とみなす。

福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

福知山市長 様

(住所・所在地)

(法人名)

(申請者名)

福知山市介護支援専門員等研修受講補助金の交付を受けたいので、福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。また、交付決定（兼額の確定）された際には、その確定した額の支払を請求します。

記

1 交付を申請する補助対象経費

対象経費	申請額
実務研修受講試験（受験対策講座、実務研修含む。）	円
介護支援専門員更新研修（課程Ⅰ又は課程Ⅱ）	円
介護支援専門員専門研修（課程Ⅰ又は課程Ⅱ）	円
主任介護支援専門員研修	円
主任介護支援専門員更新研修	円

2 振込先（次の口座に振込みを依頼します。）

振込 口座	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店・支店 出張所
	フリガナ	預金種目	普通 当座
	口座名義	口座番号	

### 3 添付書類

#### (1) 受講者本人が申請する場合

- ア 令和5年4月1日以降に受講者が実務研修受講試験等を受験等し、完了等したことを証する書類の写し
- イ 補助対象経費に係る領収書の写し
- ウ 就業証明書（別記様式第2号）
- エ その他市長が必要と認める書類

#### (2) 法人等が申請する場合

- ア 令和5年4月1日以降に受講者が実務研修受講試験等を受験等し、完了等したことを証する書類の写し
- イ 補助対象経費の一部又は全額を負担したことが分かる書類の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

※ 福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱第4条第2項第4号に該当する場合は、以下の書類も提出が必要

- エ 受講者が所属する介護サービス事業所等の勤務形態一覧表  
（申請日が属する月の分に限る。）

年 月 日

福知山市長 様

(所在地)  
(名 称)  
(代表者氏名)  
(電話番号)  
(担当者名)

就業証明書

福知山市介護支援専門員等研修受講補助金の交付に当たり、下記の者の就業について、  
年 月 日現在で、当事業所で雇用していることを証します。

記

被雇用者	氏 名	
	生年月日	
勤務事業所	所 在 地	
	名 称	
常勤・非常勤の別	常勤・非常勤	



高齢第 号  
年 月 日

様

福知山市長 印

福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け福知山市指令第 号による福知山市介護支援専門員等研修受講補助金の交付の決定の全部（一部）を福知山市介護支援専門員等研修受講補助金交付要綱第9条の規定に基づき次のとおり取り消したので通知します。

記

- |            |   |
|------------|---|
| 1 交付決定額    | 円 |
| 2 今回取消額    | 円 |
| 3 更正決定額    | 円 |
| 4 取消しをする理由 |   |
| 5 取消し額の内訳  |   |